

新城市公共施設照明設備LED化業務プロポーザル評価基準

評価委員は、次の評価項目について評価及び採点を行うこととする。

評価項目		評価の視点	配点
業務実績及び経験	調査設計役割を担う事業者の業務実績	過去5年間に、国または地方公共団体が発注した本業務と同種の業務で、調査設計役割として事業に参加した実績はどれだけあるか。	5
	施工役割を担う事業者の業務実績	過去5年間に、国または地方公共団体が発注した本業務と同種の業務で、施工役割として事業に参加した実績はどれだけあるか。	5
業務の提案内容	事業スケジュール	施設運営に支障がないように配慮した計画か。本市にとって有益性のある具体的な提案はあるか。	10
	施工の計画・品質	施工の品質を確保するため、具体的な提案はあるか。	10
	地元業者の活用	市内業者の活用が期待できるか。	5
	環境対策・省エネ性能	現状からどれだけ電気料金や二酸化炭素排出量が削減される見込みなのか。	6
	使用機器選定基準	本市にとって有益性のある観点で機器選定を行っているか。	6
	物品保守	不具合等が生じた際に、迅速に対応できる体制となっているか。	6
	事業コスト	提案に対して、コストが適正であるか。 配点×(全体の最低見積金額/当該見積金額)	27
独自提案	提案の独自性・優位性	提案内容に工夫がなされ独自性・優位性があるか。	15
プレゼン	<ul style="list-style-type: none"> ・説明が理解しやすく説得力があるか。 ・質問に対する回答が適切か。 ・本業務に対して積極性があるか。 	5	
合 計			100